

第1回新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会

日時 令和4年8月4日（木）午後2時

場所 盛岡市勤労福祉会館5階大ホール

次 第

1 開会

2 委員委嘱

3 市長挨拶

4 委員紹介

5 座長及び副座長の選任

6 意見交換

(1) 新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会について

- ・新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会設置要綱について
- ・新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会の進め方について
- ・新市庁舎のあり方に関する市民会議及び有識者等懇話会について
- ・新市庁舎整備基本構想策定スケジュール

資料1

資料2

資料3

資料4

(2) 新市庁舎構想検討会議報告書について

資料5

ア 新市庁舎整備の必要性

イ 新市庁舎に必要な機能

ウ 新市庁舎の規模

エ 新市庁舎の整備手法

オ 新市庁舎の整備エリア

7 その他

8 閉会

新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会委員名簿

【委員】

(敬称略)

	委 員	役 職 等
1	菊池 透	盛岡商工会議所専務理事
2	倉原 宗孝	岩手県立大学総合政策学部教授
3	小枝指 好夫	盛岡市町内会連合会会長
4	今野 紀子	盛岡市身体障害者協議会副理事長
5	高橋 悟	岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室デジタル推進担当
6	竹田 かづ子	たまやま女性団体協議会会長
7	中島 清隆	岩手大学人文社会科学部准教授
8	小野田 摂子	公募委員
9	佐々木 みどり	公募委員

【事務局】

	所 属	職 名	氏 名
1	市長公室	企画調整課長	中嶋 孝樹
2	総務部	総務部長	佐藤 直樹
3	〃	総務部次長	立花 恵史
4	〃	総務部次長兼情報企画課長	阿部 俊之
5	〃	管財課長	鈴木 丈司
6	財政部	財政課長	小林 敬
7	都市整備部	都市整備部長	小笠原 裕光
8	〃	都市計画課長	齋藤 剛
9	〃	市街地整備課長	大坪 康宏

新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会設置要綱

令和4年6月29日 市長決裁

(目的)

第1 新しい市庁舎のあり方について、専門的な観点や市民の視点から意見を求めるため、新市庁舎整備に向けた有識者等懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 新市庁舎整備の必要性に関すること。
- (2) 新市庁舎に必要な機能に関すること。
- (3) 新市庁舎の規模に関すること。
- (4) 新市庁舎の整備方法に関すること。
- (5) 新市庁舎の整備エリアに関すること。
- (6) その他新市庁舎整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 懇話会は、次に掲げる者をもって構成し、委員10人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募により選出された者

(会議)

第4 懇話会に座長及び副座長1名を置き、委員の互選とする。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 懇話会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日にその効力を失う。

新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会の進め方について

■ 日程及び内容（予定）

	日程	内容
第 1 回	令和 4 年 8 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇話会目的、スケジュール等事務局説明 ・ 検討会議報告書の事務局説明 ・ 検討会議報告書に係る意見交換等 <意見項目> <ul style="list-style-type: none"> ①新市庁舎整備の必要性（検討会議報告書 P 7 ～P19） ②新市庁舎に必要な機能（検討会議報告書 P20～P25） ③新市庁舎の規模（検討会議報告書 P26～P28） ④新市庁舎の整備手法（検討会議報告書 P29～P32） ⑤新市庁舎の整備エリア（検討会議報告書 P32～P36）
第 2 回	9 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の意見交換の深堀 ・ 検討会議報告書に係る意見交換等 <意見項目> <ul style="list-style-type: none"> ⑥事業手法と資金計画（検討会議報告書 P38）
第 3 回	11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会議報告会聴取 ～発表後に意見等 ・ 今後の進め方
第 4 回	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回までの意見交換の深堀 ・ 検討会議報告書に係る意見交換等 ・ 意見書の内容
第 5 回	令和 5 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 回までの意見交換の深堀及び市民会議の意見交換 ・ 意見書の調整 <委員の意見> <ul style="list-style-type: none"> ①新市庁舎整備の必要性 ②新市庁舎に必要な機能 ③新市庁舎の規模 ④新市庁舎の整備手法 ⑤新市庁舎の整備エリア ⑥事業手法と資金計画 ⑦その他

新市庁舎のあり方に関する「市民会議」及び「有識者等懇話会」について

1 市民会議について

- (1) 設置時期 令和4年6月上旬
- (2) 会議構成 36人（6人×6グループ）
全て公募とし、市内在住又は通学・通勤する18歳以上の方を対象
- (3) 進め方 7月から11月まで6回程度開催。各回でテーマを示し、アドバイザー及びファシリテーターによるワークショップ形式とする。
- (4) その他 会議は公開とし、概要等を市ホームページに掲載

2 有識者等懇話会について

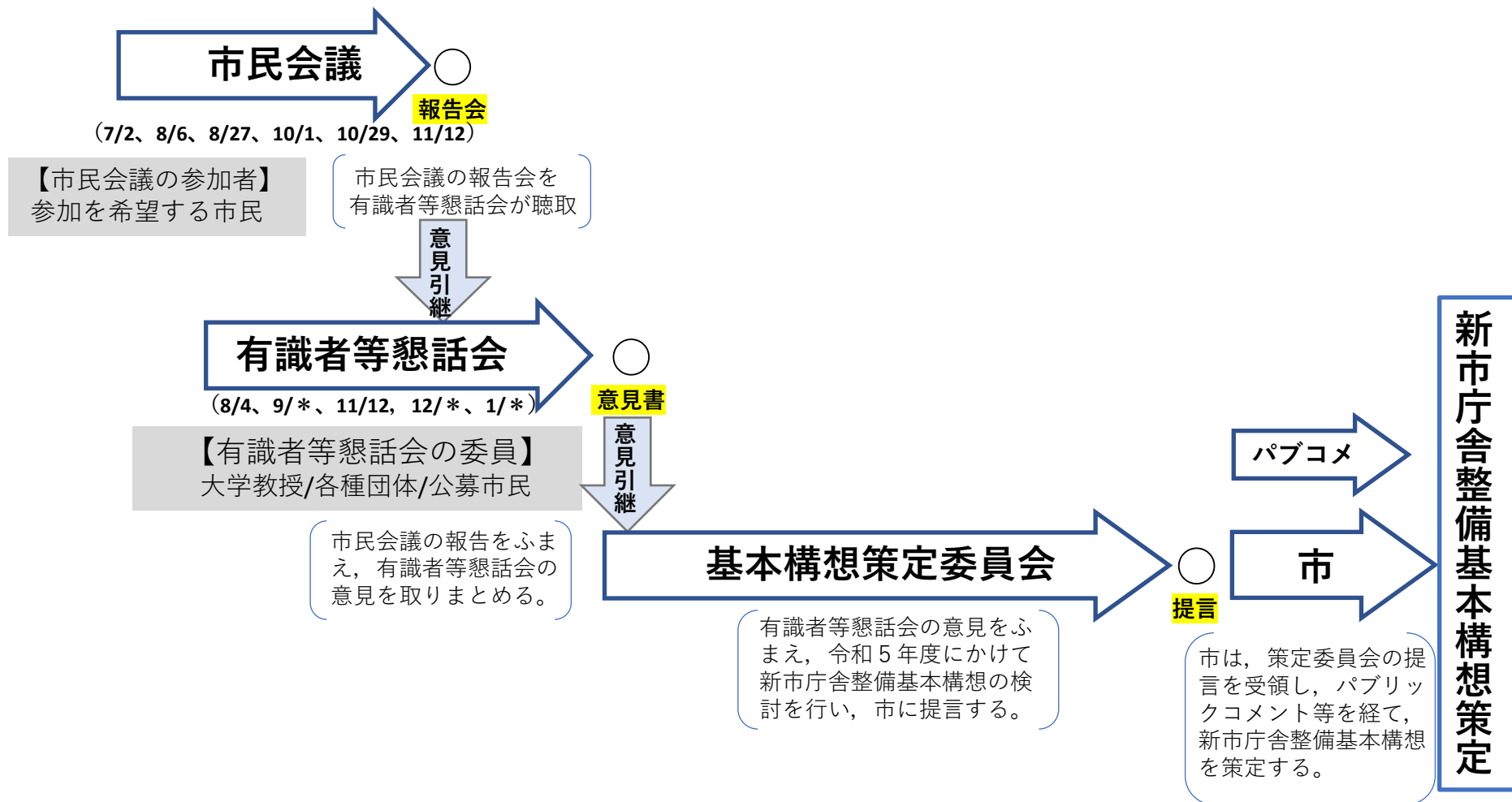
- (1) 設置時期 令和4年6月下旬
- (2) 会議構成 9人（学識経験者、各種団体推薦及び公募委員）
公募委員（2人）は、市内在住又は通学・通勤する18歳以上の方を対象
- (3) 進め方 7月から令和5年1月まで5回程度開催。市民会議での意見や新市庁舎構想検討会議報告書の内容を踏まえ、委員による意見交換等を行う。
最終的に、懇話会としての意見を取りまとめるものとする。
- (4) その他 会議は公開とし、概要等を市ホームページに掲載

3 今後の進め方

- (1) 市民への情報提供及び意見聴取
市民会議及び有識者等懇話会の開催状況等は、市ホームページに掲載するなど、情報提供を行うとともに、令和5年度策定を予定している「基本構想」については、「基本構想（案）」の段階でパブリックコメントを実施し、広く意見聴取を行う。
- (2) 市議会への説明等
検討状況等について、委員会及び全員協議会などを通じ、説明等を行っていく。
- (3) （仮称）基本構想策定委員会の設置について
市民会議及び有識者等懇話会の意見等を踏まえ、令和4年度中に「（仮称）基本構想策定委員会」を設置し、基本構想（案）の策定を進める予定としている。

新市庁舎整備基本構想策定スケジュール

令和4年度											令和5年度			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和5年度の時期（月スケジュール）は、調整中		



第1章 はじめに (P3~P6)

本報告書は、今後、新市庁舎整備のあり方の検討資料とするため、新市庁舎構想検討会議の検討結果を取りまとめたものである。

第2章 本市及び市庁舎の状況 (P7~P14)

【本市の状況】 (P7)

- 市の生産年齢人口は、令和2年度対比で令和22年度までに22.5%減少
- 内丸地区および周辺地区は、建替等に着手せざるを得ない状況
- DXの推進により、業務の「変革」が必要
- 環境問題やSDGsへの対応が必要

【現在の主要市庁舎の状況】 (P10)

- 主要庁舎(本庁舎周辺抜粋)の建物概要

区分	本庁舎 本館	別館	愛宕町 分庁舎	内丸 分庁舎	若園町 分庁舎	保健所 庁舎
竣工	S37.10	S59.3	S49.3	S53.6	S55.3	S57.3
延床面積(m ²)	9,834.94	5,872.92	956.27	2,649.26	1,528.04	5,475.88
残存年数	10年	12年	2年	6年	8年	10年
職員数※1	846人		36人	95人	148人	196人
1人当たり面積※2	18.6m ²		26.6m ²	27.9m ²	10.3m ²	27.9m ²

※1 職員数は、会計年度任用職員を含む。

※2 総務省面積算定基準で算出した23.1m²(P52)と比べ本庁舎は狭隘

- 本庁舎の1階・2階のほか、5階(保健福祉部)への来庁者が多い。
- 本庁舎の駐車場は、平面22台、立体61台のほか近隣の市営・民営駐車場と契約し、市役所利用者の利用料金を負担

第3章 現市庁舎の課題と課題解消の方向性 (P15~P25)

【現市庁舎における現状と課題の整理】 (P15)

- 老朽化が深刻で、修繕や設備の更新に多額の経費
- 本庁舎・各分庁舎に分散しており、市民や職員には非効率
- 狭隘なため、利用しやすい庁舎とは言えない
- 本庁舎は、洪水浸水想定区域内に立地、防災機能拠点として不十分
- 駐車場が不足しており、周辺道路に影響
- ユニバーサルデザインに対応できていない
- 庁舎ごとに維持管理経費が発生し、非効率

問題を解決するためには、新市庁舎の整備を計画的に進める必要がある。

【新市庁舎に必要な機能】 (P20)

- 誰もが安心して利用できる庁舎
- 防災拠点となる安全な庁舎
- 財政負担軽減と新たな価値を生み出す庁舎
- 良質な市民サービスを提供できる庁舎
- 次世代の執務環境
- 人と環境に優しいグリーン庁舎
- 「盛岡のシンボル」となる庁舎
- 市民とのつながりが広がる庁舎

第4章 新市庁舎の整備の方向性 (P26~P40)

【基本条件の想定】 (P26)

- 想定人口 260,458人 (令和17年度)
- 職員数 1,444人※(常勤職員1,093人, 会計年度任用職員351人)
※ 令和3年4月1日時点で座席があり、実態に基づいた人数
- 本庁舎, 若園町分庁舎, 内丸分庁舎, 愛宕町分庁舎, 保健所庁舎, 都市整備部を集約

【庁舎の規模】 (P27)

《庁舎の規模の試算方法》

- ・ 総務省地方債同意等基準運用要綱
- ・ 新営一般庁舎面積算定基準
- ・ 他市の事例

《駐車場台数の試算方法》

- 公用車・・・現状の台数
- 来庁者用・・・現状の実績

人口減少の進行やデジタル化が進展する中、オンライン化、リモートワーク、サテライトオフィス等行政サービスや職員の勤務形態が変化し、来庁者や職員の数に左右する要素があり、適正な庁舎の規模・駐車場台数を検討する必要がある。

【合築(複合化)の可能性】 (P28)

他都市に事例があるように、行政機関(国, 県), 公共施設(教育施設, 文化施設), 民間施設(商業施設, オフィス)と合築することにより、市民の利便性, 経済活動の活性化, 経費の削減につながる可能性があり、今後積極的に検討。

【市庁舎の整備方法】 (P29)

補強工事, 賃貸, 敷地内建替は、狭隘や防災機能等の問題解消につながらない。
移転新築は、必要な要件を備えた土地に建設することにより、他の方法よりも望ましい。

新市庁舎構想検討会議報告書(概要版)



【新市庁舎の整備エリア】(P32)

「盛岡市立地適正化計画」において「都市全体の活動をけん引する中核的な機能を有する施設を配置する」としている「中心拠点【中心市街地】＝内丸エリア、盛岡駅西エリア」と、「広域的に利用されるべき都市機能を配置する。」とし、都南村との合併協定書に記載がある「中心拠点【盛南】＝盛南エリア」について考察。

他のエリアについても、今後、さらに検討を深める。

○ 内丸エリア

- ・ 公共交通網によるアクセス性に優れる。
- ・ 他の官公庁や商業施設が充実し、利用者にとって利便性が高い。
- ・ 敷地内建替の場合は仮庁舎の整備が必要となり、エリア内移転の場合は土地取得等に費用と時間を要する。
- ・ 洪水浸水想定区域内であり、防災機能拠点のための対策が必要。

○ 盛岡駅西エリア

- ・ 鉄道やバスによる公共交通網が整備されアクセス性に優れる。
- ・ 市有土地があり、用地取得において、他のエリアよりも優位性がある。
- ・ 仮庁舎整備の必要がない。
- ・ 洪水浸水想定区域内であり、防災機能拠点のための対策が必要。

○ 盛南エリア

- ・ 自動車によるアクセス性に優れる。
- ・ 商業施設が充実し、利用者にとって利便性が高い。
- ・ 大部分は洪水浸水想定区域外であり、防災機能拠点として支障がない。
- ・ 活用可能な市有土地がないため、土地取得等に費用と時間を要する。

第5章 さらなる検討課題(P39)

本報告書は、現時点での検討結果を取りまとめたものであり、市を取り巻く環境の変化を十分に見極め、今後さらに検討を深める必要がある。

○ 新市庁舎に集約する部署

集約化による効率化や各分庁舎等のあり方

○ デジタル化の進展

デジタル化が進展し、行政サービスの提供や、職員の勤務の形の変化などを踏まえた、適正な市庁舎や駐車場の規模の検討

○ 庁舎建築の内容

合築が可能な施設の調査や他市の事例などによる研究
建築設計については、プロポーザル等を含めた検討

○ 整備エリア

新市庁舎の位置は、市民の関心も高いので、深く考察
現市庁舎の跡地利用についても検討

○ 財源

財源確保策、事業費の抑制、財政負担の平準化等、適正な市庁舎整備計画の立案

【想定されるスケジュール】(P40)

- 令和4年度 有識者等懇話会・市民会議、市民アンケートの実施
新市庁舎整備基本構想の検討開始
- 令和5年度 新市庁舎整備基本構想策定(整備エリアの決定)

新市庁舎整備基本計画、基本設計・実施設計、建設工事